

五監公告第9号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年7月16日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた対象課

五泉市障害者地域活動支援センター I 型 あさひの家
（指定管理者 社会福祉法人 中東福祉会）

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

令和2年4月28日～令和2年5月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 警備及び清掃業務の再委託の契約書において、契約期間の自動更新条項がある契約が締結されている。 後年度予算の裏づけの無い契約では、自動更新条項を設けられないことから、速やかに契約変更の対応をされたい。	・清掃業務の再委託については、令和2年度から単年契約とし、自動更新条項を削除しております。 ・警備業務の再委託については、平成18年に締結した契約書中、契約期間の自動更新を改め、令和2年4月1日から令和3年3月31日までを契約期間とし、新たに契約を締結いたしました。